

平成 30 年度 第一部会技術分科会 活動報告 (概要)

令和元年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

17 社 18 名で構成 ※平成 31 年 3 月末時点 (前年比±0)

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 9 回+合同委員会 1 回=計 10 回 ※定例会は 3 回休会

2. 審議・確認事項

(1) 住宅用スプリンクラー設備等の周知と普及を目指した活動 (継続中)

行政機関からの要請もあり、住宅火災に有効と思われる住宅用スプリンクラー設備およびパッケージ型自動消火設備等について、周知と普及を目指した活動を行っている。まずは各設備の特長や性能を正しく周知するとともに、行政機関より必要最低限の性能基準をガイドライン等で示して頂くことを目指している。

(2) 規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する外気の気流が流通する場所の件 (継続中)

自治体消防からのお声かけもあり、規則第 13 条第 3 項第 6 号に規定する外気の気流が流通する場所における閉鎖型スプリンクラーヘッドの有効性について検討を行っている。まずは、熱気流のシミュレーションにより、ヘッドの作動がどの程度期待できるかについて予測することにして

(3) ハウジング形継手の軽易耐熱性適用範囲拡大の件 (継続中)

ハウジング形継手を湿式配管に用いる場合の解釈について、告示基準通りに運用するとなると軽易耐熱性試験に合格した製品の市場投入や、軽易耐熱性試験の適用範囲の見直し(※)が必要となってくる。平成 29 年 10 月 11 日に消防庁を訪問、基準の改正等について相談した結果、ご検討頂けることになったが、その後、災害等の緊急対応が続き、平成 30 年度は進展が無かった。

※現在の告示基準では、湿式スプリンクラー設備の有効範囲内に設置する場合のみ軽易耐熱性試験が適用可能となっている。この湿式スプリンクラー設備と同じような配管環境、つまり常に水が満たされている配管環境となる泡消火設備の一斉開放の一次側等に設置する場合は、軽易耐熱性試験が適用されない。

(4) パッケージ型消火設備およびパッケージ型自動消火設備の審査検査要領の件 (了)

自治体消防の依頼により、パッケージ型消火設備およびパッケージ型自動消火設備の審査検査要領について、検討を行い、修正意見を添えて回答した。そして、当該自治体消防管内において平成 30 年 12 月に通知として発出された。

(5) スプリンクラー設備等の破損・漏水事故発生時における水損被害軽減対応の件 (了)

北海道胆振東部地震による新千歳空港の水損事故を踏まえ、行政機関より大規模地震等によるスプリンクラー設備等の破損・漏水事故発生時における水損被害軽減対応について相談を受けた。行政機関とも複数回協議、被害軽減策を検討の上、リーフレットを作成し、HPへ公開した。

(6) その他

- ・負圧環境下でも使用可能な閉鎖型スプリンクラーヘッドの評価 (自主基準による評価)

- ・屋内消火栓の警戒範囲に関する疑義に関する審議（第一部会員からの依頼）
- ・水道連結とパッケージのハイブリット設置について（行政機関からの依頼）
- ・公共建築工事標準仕様書等改訂意見の審議（行政機関からの依頼）
- ・予防事務審査検査基準改訂意見の審議（自治体消防からの依頼）
- ・加圧送水装置の基準改定案の審議（認証機関からの依頼）
- ・機械設備工事監理指針改訂意見の審議（行政機関からの依頼）

3. 関連作業部会

当年度はなし。（令和元年度は屋内消火栓設備等設計・工事基準書改訂WG再開予定）

以 上